### 今後の検討における当面の主な論点について(案)

#### ※本資料における論点の区別は、以下を踏まえている。

- ①現時点で整理可能と考えられる手法活用の意義
- (i) 事業者による自主的な排水の生態リスクの評価及び生態毒性を有する排水中化学物質の削減(排水改善)のための手法としての意義
- (ii) CSR 活動の観点からの意義
- (iii) 水生生物保全上の意義
- ②今後議論が必要と考えられる手法活用の意義
- (i) 公共用水域を対象とした水環境の評価試験法としての意義
- (ii) 事業場排水の排出先の公共用水域に生息する水生生物の保全を直接の目的とする排水リスクの評価・管理(改善)手法としての意義
- (iii) 公衆衛生確保のための取組と水生生物保全の観点からの水環境保全に係る取組のバランスをとることを可能にする手法としての意義
- ※下線部は、第3回検討会から論点を追加又は内容に実質的な修正を行ったもの。また、論点の番号は、冒頭のものから順に(ア)、(イ)・・・となるよう、適宜修正している。

### 1. 生物を用いた水環境の評価・管理手法を活用する場合の目的・意義等

検討項目	論点		
	①又は②の観点から本手法を活用する場合に共通する論点	②の観点から本手法を活用する場合のみに係るもの	
1-1. 現行の排水規制、国内の水環	_	(ア)現行の排水規制制度や化学物質規制制度の下で、公共用水域において化学物質によ	
境の現状等について		る水生生物への影響は生じているのか(そのようなデータはあるのか。)。	
1-2. 生物を用いた水環境の評価・ 管理(改善)手法を活用する場合の目 的・意義等について	(イ)仮に事業場排水の排出先の公共用水域において排水中化学物質による水生生物へ の影響を明確に示すデータが確認されていない場合、生物を用いた排水の評価・管理 (改善)手法を用いる場合の意義や有効性をどのように説明できるか。		
		(ウ)従来行われてきた公衆衛生確保の観点からの取組と、今後取り組むべき水生生物保全 の観点からの水環境保全に係る取組のバランスをどのように考えていくのか。	
1-3. 生物を用いた排水の評価・管	_	(エ)本手法をどのような場合(例:事業場(業種、規模、排水関連施設の設置状況等)、排水	
理(改善)手法の <u>水生生物保全の観点</u>		の性状・状況、排水の排出先に生息する水生生物など)に用いて排水の評価や改善を行	
<u>からの</u> 有効性等について <i>(前回におけ</i>		えば、排水先の公共用水域における水生生物保全の観点から、有効と考えられるのか。	
る1-3. を修正。技術的観点からの			
論点については、新たに2-5. に移			
行・追記)			

# 2. 生物を用いた水環境の評価・管理手法を活用する場合の技術的課題

検討項目	論点		
	①又は②の観点から手法を活用する場合に共通する論点	②の観点から手法を活用する場合に係る追加の論点	
2-1. 生物を用いた <u>水環境</u> の評価・	(オ)試験のコスト低減等の観点から、急性毒性試験に係る生物応答試験についても検討		
管理(改善)手法を活用する場合の生	すべきではないか。		
態毒性試験及び評価の方法	(カ)慢性毒性試験と急性毒性試験では評価する毒性が異なるが、どのような場合(例:事		
	業場(業種、規模等)、排水の性状・状況、排水の排出先に生息する水生生物など)にど		
	の毒性についての試験を行うことが適切か。		
	(キ)報告書で使用が推奨されている毒性試験や生物種以外に、使用が推奨されうる毒性		
	試験や生物種があるか。		
	(ク)報告書に示された試験法について、供試生物数の削減等を含む改良の必要性や可能		
	性はあるか。あるならば、どのようなものか。		
	(ケ)生物応答試験の結果を踏まえ、事業者が自主的に排水改善を行おうとする場合にお		
	<u>いて、</u> どのような生態毒性がどのような評価方法により、どの程度検出された排水につ		
	いて、改善を行う必要があるのか <u>ということに関して、行政においてはどのような考え方</u>		
	<u>で対応する</u> ことが妥当か。		
		(コ)どのような生態毒性がどのような評価方法により、どの程度検出された排水について、公	
		<u>共用水域の水生生物保全の観点から</u> 改善を行う必要があると考えることが妥当か。	
	(サ)酸やアルカリの中和による汚水処理や塩素消毒を実施している事業場からの排水に		
	ついて、排水の中和や塩素消毒が生態毒性に影響を及ぼす場合の試験の実施方法や		
	評価の考え方をどのように整理するか。		
2-2. 海域に排水する事業場等に係る	(シ)海域に排水を排出する事業場に対して報告書で示した手法を適用する場合の留意点		
生物応答試験や試験結果の評価	は何か。		
	(ス)海産生物を用いた水環境の評価・管理(改善)手法に係る試験法の開発は可能か。		
2-3. 試験の実施体制と精度管理	(セ)試験生物種の品質管理や安定供給等、精度の高い試験の実施体制の確立に向け		
	て、具体的にどのような方策が必要か。また、こうした方策を実施するには、どのような		
	課題があるか。		
2-4. 試験実施等に係るコストにつ	(ソ)初期の試験コストや試験結果に基づき排水改善を行う場合に必要なコストを低減する		
いて	ためには、試験の実施頻度、試験法の簡素化、より簡易な手法の活用、本手法への取		
	組みを希望する事業者への支援等の観点から、それぞれどのような方策が必要か。		
2-5.生物を用いた排水の評価・管	(タ)報告書に示された範囲の本手法(又は生物を用いた他の手法)をどのような場合(例:		
理(改善)手法の技術的な有効性、限	事業場(業種、規模、排水関連施設の設置状況等)、排水の性状・状況など)に用いれ		
<u> 界等について</u> (前回における1-3.	ば排水の評価や改善 <u>が可能</u> と考えられるのか。また、こうした手法を用いる場合の <u>技術</u>		
を修正した上で、新たな項目として追	的な課題にはどのようなものがあるか。		
記)	(チ)仮に報告書に示された手法を用いて生態影響があると判断される試験結果が出た場		
	合に、どのようなプロセス、方法、手順などで排水改善に結びつけていけばよいのか。		

# 3. 生物を用いた水環境の評価・管理手法を活用する場合の社会的課題

検討項目	論点		
	①又は②の観点から手法を活用する場合に共通する論点	②の観点から手法を活用する場合のみに係るもの	
3-1. 取組の位置付け等	(ツ) 本手法を事業者による自主的な取組として普及を図る場合、どのようなアプロ	(検討の進捗に応じ今後追加)	
	ーチをとることが適切か。		
3-2. 生態影響があると判断された	(ケ)生物応答試験の結果を踏まえ、事業者が自主的に排水改善を行おうとする場合にお	(検討の進捗に応じ今後追加)	
排水に係る水質改善のために必要な方	<u>いて、</u> どのような生態毒性がどのような評価方法により、どの程度検出された排水につ		
策	いて、改善を行う必要があるのかということに関して、行政においてはどのような考え方		
	<u>で対応する</u> ことが妥当か。(再掲) <i>((チ)から置き換え)</i>		
	(テ)WET 手法を用いる場合には、(ツ) <u>、(ケ)</u> や(ナ)の内容を盛り込んだガイドラインを併		
	せて作成することが必要ではないか。		
3-3. 生物を用いた水環境の評価・	〇一般市民の理解促進に係る論点	(検討の進捗に応じ今後追加)	
管理手法に関する関係者の理解促進	(ト)一般市民への本手法に関する理解促進をどのように行って行くのか。		
	(ナ)仮に報告書に示された手法を用いて生態影響があると判断される試験結果が出た場		
	合に、どのような考え方、手順、方法などで周辺住民等の関係者に対して結果を説明す		
	ることが適当と考えられるか。		
	○事業者、地方自治体等の理解促進に係る論点		
	(二)事業者に対し、本手法の意義、メリット等について、どのような方法で理解を促していく		
	ことが必要か。		
	(ヌ)地方自治体に対し、本手法の意義、必要性、課題等について、どのような方法で理解		
	を促していくことが必要か。		
	(ネ)本手法を利用した企業にインセンティブを与える場合の具体的な内容について、検討		
	してはどうか。		
3-4. 公共用水域を対象とした生物	_	(ノ)公共用水域を対象として生物応答試験を実施する場合、どのような考え方に基づき、ど	
応答試験		のような地点(例:事業場排水の受水域、環境基準点など)から試料採取を行い、どのよう	
		<u>な主体が試験を実施するのか。(第3回検討会資料1-3より)</u>	
		(ハ)公共用水域を対象として報告書に示された生物応答試験(手法)を適用することは可能	
		か。その場合に、どのような課題があるか。あるいは、報告書に示された以外の手法を用	
		いるべきか。	
		(ヒ)公共用水域において水生生物を指標として水質を評価する手法と本検討をリンクさせる	
		ことは可能か。	
3-5. 水質事故への活用	_	(フ)水質事故時を対象として生物応答試験を用いて水環境(排水又は公共用水域)の評価	
		や管理を行うことは可能か。	